

じゃんぐる保育園重要事項説明書（令和6年4月1日現在）

1. 運営主体

運営者名称	株式会社 PRIMUS
代表者氏名	三谷忠士
所在地	千葉県市川市妙典 4-10-4 妙典オリモトハイツ 102
電話番号	047-397-1940

2. 利用施設

施設種類	保育所			
施設名称	じゃんぐる保育園			
所在地	千葉県市川市妙典 4-10-4 妙典オリモトハイツ 102			
電話番号	047-397-1940			
施設長名	仲原淑子（令和5年12月就任）、育休中 砂金梨沙（令和元年5月就任）			
職員数	17名			
認可年月日	平成19年2月1日 定員40人			
利用定員	3号認定			
	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	6人	6人	7人	19人
	2号認定			
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	7人	7人	7人	21人
運営方針等	<p>○保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの個性を大切に笑顔の絶えない明るい保育園へ 保護者と共に子どもの秘めている無限大の力を大いに引き出し未来へ繋げていく 			

3. 施設概要

敷地	面積	1081.05 m ²		
建物	鉄筋コンクリート造 5階建の1階部分の一部	延床面積	232.11 m ²	
施設の内容	乳児室	1室	面積	34.72 m ²
	ほふく室	1室	面積	35.96 m ²
	保育室	2室	面積	56.14 m ²
	遊戯室	1室	面積	38.34 m ²
	調理室		面積	7.22 m ²
	園庭	屋外遊戯場小宮山公園	面積	3153.04 m ²

4. 職員体制（令和6年度4月1日現在）

職名	人数
園長	1人、（育休1人）
主任保育士	1人
保育士	10人
栄養士	1人
調理員	3人
看護師	人
事務員	人
非常勤保育士	人
保育補助	人
用務員	人

5. 保育を提供する日・時間・休園日等

提供する曜日	月曜日～土曜日
開園時間（カッコ内は土曜日）	7時～20時（7時30分～17時）
保育標準時間認定を受けた方の利用可能時間	7時～18時
保育短時間認定を受けた方の利用可能時間	9時～17時
休園日	年末年始（12月29日～1月3日） 及び日曜日、祝日

※上記利用可能時間以外は延長保育となります。延長保育を希望される場合は、ご相談ください。

6. 利用者負担（保育料）等について

負担額は、世帯の市民税の合計額により、居住する市町村が決定して通知します。

3歳～5歳児の副食費徴収あり。（副食費免除者を除く）

毎月 **4500円+96円**（引き落とし手数料）=4596円

使用済みオムツについては、園の方で無償にて処分いたします。

7. 利用の開始及び終了に関する留意事項

（利用開始に関する留意事項）

入園後、しばらく慣らし保育を行います

（利用の終了に関する留意事項）

利用乳幼児が小学校に就学した時

その他、利用の継続について重大な支障または困難が続いた時

8. 緊急時における対応

保育中に体調の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱託医	内科	吉田こどもクリニック (千葉県市川市妙典 4-10-28 クリサンテーム妙典Ⅱ)
	歯科	榎本美智代 (千葉県市川市妙典 5-21-2-403)

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途消防計画書の定める通り	
避難訓練	月1回実施	
管轄警察署	行徳警察署	
管轄消防署	行徳消防署	
緊急時避難場所	小宮山公園	所在地 千葉県市川市妙典5丁目-16-28
	イオン駐車場	所在地 妙典5丁目1-21
緊急時連絡先	仲原淑子・砂金梨沙・三谷忠士 080-5077-1291	

10. 保育内容に関する相談・意見・要望

相談・苦情受付担当	仲原淑子(園長)、砂金梨沙
相談・苦情受付責任者	三谷忠士(代表取締役)
第三者委員	諫山 敦(連絡先は直接職員へお問い合わせ下さい)
その他	

11. 虐待の防止のための措置

職員は、入所児の虐待が疑われる場合には、入所児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、区市町村に通報するものとする。

12. 保険に関する事項

○傷害保険 東京海上日動火災保険株式会社

金額 62958 円/年

1名につき 死亡・後遺障害 200 万円 入院 3000 円 通院 1500 円

○賠償責任保険 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

16080 円/年

1 名につき 3000 万円 生産物 5000 万円

1 事故につき 3 億 財物 500 万円 生産物 1 億円

○火災保険 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

3480 円/年 基本 100 万円借家人賠償 1000 万円

13. 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

保育園は、業務上知りえた入所児及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所児又は第三者の生命、身体等に危機がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育園利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。